

A 戸籍証明書等交付申請書

神川町長 宛

その他の注意事項は裏面に記載されています。

① 窓口に来た方 ※請求には本人確認書類が必要です。 令和 年 月 日

住所	<input type="checkbox"/> 神川町大字	電話番号 携帯または自宅	()
氏名		生年月日	明・大・昭・平・西暦
			年 月 日

② 証明書等が必要な方との関係

<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 夫・妻 <input type="checkbox"/> 父母・子・祖父母・孫	<input type="checkbox"/> 代理人 <input type="checkbox"/> その他 ()
③, ④にご記入ください。	⑤請求者(委任者)と⑥使用目的の記入と委任状が必要になります。

③ 何が必要ですか

戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) 戸籍に記載されている方全員の証明	通
戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)	通
改製原戸籍謄本・抄本	通
除籍全部事項証明書(除籍謄本) 除籍に記載されている方全員の証明	通
除籍個人事項証明書(除籍抄本)	通
戸籍・除籍一部事項証明書 必要な方の名前 () 必要な事項 ()	通
戸籍の附票 <input type="checkbox"/> 全員 <input type="checkbox"/> 一部 本籍・筆頭者 <input type="checkbox"/> のせる <input type="checkbox"/> のせない	通
身分証明書	通
独身証明書	通
受理証明書 証明に必要な届 () 届 届出の年月日 (年 月 日)	通
届書記載事項証明書 証明に必要な届 () 届 届出の年月日 (年 月 日)	通
その他証明 ()	通

□新旧
□新旧

⑤ 請求者(委任者)

住所	<input type="checkbox"/> 神川町大字 <input type="checkbox"/> ①と同じ
氏名	
生年月日	明・大・昭・平・西暦 年 月 日

⑥ 使用目的等

<input type="checkbox"/> 国または地方公共団体の機関に提出
<input type="checkbox"/> 権利行使・義務履行のため
<input type="checkbox"/> その他

④ どなたの証明が必要ですか ※本籍・筆頭者の方が不明ですと、該当の戸籍が見つかりません。

本籍	<input type="checkbox"/> 神川町大字 <input type="checkbox"/> ①と同じ <input type="checkbox"/> ⑤と同じ
筆頭者の氏名	<input type="checkbox"/> ①と同じ <input type="checkbox"/> ⑤と同じ
必要な方の氏名 (抄本・一部の場合)	<input type="checkbox"/> ①と同じ <input type="checkbox"/> ⑤と同じ

町使用欄	①と④の人が違う場合の権 限確認書類	委任状 社員証	戸籍謄本 身分証明書	登記事項証明書 その他 ()	資格証明書
	【本人確認】		【手数料】	【預かり金額】	【おつり】
	1点 免・パ・在・個・その他				
2点 介・年・保・学・その他					

※在外選挙人名簿への登録がされてる方で、戸籍の附票にその旨を記載する場合はその他欄にご記入ください。

請求に当たっての注意事項

1. 請求の理由の記載について

(1) 権利の行使・義務の履行のために請求する場合

権利・義務の発生原因、内容とその権利行使または義務履行のために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由を詳細に記載してください。

(2) 国または地方公共団体の機関に提出する場合

戸籍謄本等を提出する国または地方公共団体名を記載してください。

また、その機関へ提出を必要とする理由も記載してください。

(3) その他の理由で請求する場合

戸籍の記載事項の利用目的、方法とその利用を必要とする理由を記載してください。

2. 資料の提供について

交付申請書に記載された内容から請求の理由が明らかでない場合には、資料の提供を求めることがあります。

3. 戸籍個人事項証明について

戸籍に記載されている方全員ではなく、一部の方についてのみ証明が必要な場合には、その方の個人事項証明をご利用ください。

4. 戸籍一部事項証明について

戸籍に記載されている事項のうち、一部の事項について証明することで足りる場合には、戸籍一部事項証明をご利用ください。

5. 本人確認書類について

窓口に来た方について、ご本人であることを確認できる書類の提示が必要です。

6. 権限確認書類について

窓口に来た方が、請求者の代理人または使者である場合には、代理権限または使者の権限を証明する書類が必要です。

7. 罰則

偽りその他不正な手段により、戸籍証明書等の交付を受けた者は、
刑罰（30万円以下の罰金）が科されます。

※ ご不明な点があれば、窓口でおたずねください。

B

住民票の写し等交付申請書

神川町長宛

その他の注意事項は裏面に記載されています。

① 窓口に来た方※請求には本人確認書類が必要です。

令和 年 月 日

住所	<input type="checkbox"/> 神川町大字	電話番号 携帯または自宅	()
氏名		生年月日	明・大・昭・平・西暦
			年 月 日

② 証明書が必要な方との関係

<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人と同一世帯人	<input type="checkbox"/> 代理人 <input type="checkbox"/> その他 ()
③, ④, ⑤にご記入ください	⑥請求者(委任者)と⑦使用目的の記入と委任状が必要になります。

③ 何が必要ですか

<input type="checkbox"/> 世帯全員分の住民票	通
<input type="checkbox"/> 個人分(世帯一部)の住民票	通
<input type="checkbox"/> 住民票の除票	通
<input type="checkbox"/> 住民票記載事項証明書	通
<input type="checkbox"/> その他 ()	通

⑥ 請求者(委任者)

住所	<input type="checkbox"/> 神川町大字 <input type="checkbox"/> ①と同じ
氏名	
生年月日	明・大・昭・平・西暦 年 月 日

④ どなたの証明が必要ですか

住所	<input type="checkbox"/> ①と同じ <input type="checkbox"/> ⑥と同じ
世帯主の氏名	<input type="checkbox"/> ①と同じ <input type="checkbox"/> ⑥と同じ
必要な方の氏名 (個人分の場合)	<input type="checkbox"/> ①と同じ <input type="checkbox"/> ⑥と同じ

⑦ 使用目的

<input type="checkbox"/> 国または地方公共団体の機関に提出
<input type="checkbox"/> 権利行使・義務履行のため
<input type="checkbox"/> その他 ()

⑤ 表示が必要な項目に○をつけてください

1. 住所・氏名・生年月日・前住所	2. 1+世帯主・続柄	3. 1+本籍・筆頭者	「5.個人番号」「6.住民票コード」の表示が必要な場合は「⑦使用目的」欄に提出先等を記入してください。
4. 1~3全て必要	5. 個人番号	6. 住民票コード	

⑧ 外国籍の方はこちらもお選びください 表示が必要な項目に○をつけてください

1. 国籍・地域	2. 法30条45規定区分	3. 在留資格・在留期間・在留期間の満了の日
4. 在留カード等の番号	5. 1~4すべて必要	6. 1~4すべて不要
7. 通称の記載及び削除に関する事項		

町使用欄	①と④の人が違う場合の権限確認書類	委任状 社員証	戸籍謄本 身分証明書	登記事項証明書 その他 ()	資格証明書
		【本人確認】		【手数料】	【預かり金額】
	1点 免・パ・在・個・その他				【おつり】
2点 介・年・保・学・その他					

請求に当たっての注意事項

1. 請求の理由の記載について

(1) 権利の行使・義務の履行のために請求する場合

権利・義務の発生原因、内容とその権利行使または義務履行のために住民票の記載事項の確認を必要とする理由を詳細に記載してください。

(2) 国または地方公共団体の機関に提出する場合

住民票等を提出する国または地方公共団体名を記載してください。

また、その機関へ提出を必要とする理由も記載してください。

(3) その他の理由で請求する場合

住民票の記載事項の利用目的、方法とその利用を必要とする理由を記載してください。

2. 資料の提供について

交付申請書に記載された内容から請求の理由が明らかでない場合には、資料の提供を求めることがあります。

3. 本人確認書類について

窓口に来た方について、ご本人であることを確認できる書類の提示が必要です。

4. 権限確認書類について

窓口に来た方が、請求者の代理人または使用者である場合には、代理権限または使用者の権限を証明する書類が必要です。

(ご夫婦、親、兄弟、子等でも世帯が別であれば、委任状が必要となります。)

5. 罰則

偽りその他不正な手段により、住民票の写し等の交付を受けた者は、
刑罰（30万円以下の罰金）が科されます。

※ ご不明な点があれば、窓口でおたずねください。